

ゴルフ場における病虫害雑草安全防除指針採用外農薬使用届事務処理要領

農林水第15-163号
平成26年 8月22日
農林水産部長通知

第1 目的

三重県ではゴルフ場における農薬の適正使用、安全使用の指針とするため、平成2年12月に「ゴルフ場における病虫害雑草安全防除指針」（以下「指針」とする。）を定め、県内ゴルフ場で使用する農薬を水産動植物への影響などを鑑み環境負荷の小さい農薬の選択使用を推奨してきた。

しかし、近年、地球温暖化の影響や侵入害虫による被害の発生など、病虫害の発消長が変化しており、指針の採用農薬のみでは防除が困難なゴルフ場が一部に見受けられるようになっている。

そこで、被害の発生を防止するため、やむを得ない場合には、ゴルフ場は事前に県に指針採用外農薬の使用を届出た上で使用することとし、県による届の受理及び使用に係る指導等の事務処理を円滑に行うために本要領を定めるものとする。

第2 指針採用外農薬の使用の届出

ゴルフ場支配人は、指針採用外の農薬をやむを得ず使用する必要が生じた場合、その農薬を使用する前に、「ゴルフ場における病虫害雑草安全防除指針採用外農薬の使用届出書」（様式第1号）を農林水産部長に提出すること。

なお、届出は郵送又は電子メールにより提出することとする。

第3 届出の受理

農林水産部長は、第2による届出を受理したときは文書により届出者に通知（様式2号）する。

第4 指針採用外農薬の使用に係る証拠書類の保存について

指針採用外の農薬の使用に係る証拠書類は、3年間保存しなければならない。

第5 遅延理由書の提出

第2の規定による提出期限を遅延したゴルフ場支配人は「遅延理由書」（様式3号）を添付するものとする。

第6 関係部局への情報共有

農林水産部長は県関係部局及び市町担当部局等から依頼があった場合、第3で受理した内容を共有する。

附則 この要領は、平成26年8月22日から施行する。

附則 1 この要領は、令和4年9月7日から施行する。

2 第2、5にある届出の提出先は、三重県農林水産部農産物安全・流通課、shokua@pref.mie.lg.jpとする。

附則 この要領は、令和6年4月15日から施行する。

附則 この要領は、令和8年7月31日から施行する。

様式第 1 号

ゴルフ場における病虫害雑草安全防除指針採用外農薬の使用届出書

年 月 日

三重県農林水産部長 様

ゴルフ場名
支配人
住所
電話番号
FAX 番号

ゴルフ場における病虫害雑草安全防除指針採用外農薬使用届事務処理要領第 2 に基づき関係書類を添えて届け出ます。

防除計画

防除責任者名		連絡先	
指導を受けた 農薬管理指導士名※			
防除対象の 病虫害または雑草名			
芝の種類		防除実施場所	
使用農薬名		農薬成分名及び 割合	%
面積、使用量等	$ \begin{array}{c} \left[\begin{array}{c} \text{m}^2 \text{あたり施薬量} \\ \text{(ml または g)} \end{array} \right] \times \left[\begin{array}{c} \text{面積 (m}^2\text{)} \end{array} \right] \times \left[\begin{array}{c} \text{使用回数} \end{array} \right] \\ \left[\begin{array}{c} \text{ } \end{array} \right] \text{ g} \cdot \text{ml} \times \left[\begin{array}{c} \text{ } \end{array} \right] \text{ m}^2 \times \left[\begin{array}{c} \text{ } \end{array} \right] \text{ 回} \\ \left[\begin{array}{c} \text{合計使用量(ml または g)} \end{array} \right] \\ = \left[\begin{array}{c} \text{ } \end{array} \right] \text{ g} \cdot \text{ml} \end{array} $		
使用予定時期※ 2	年 月 日 ～ 年 月 日		
農薬購入先業者名		購入先電話番号	
その他特記事項			

※ 「ゴルフ場の維持管理に関する指導要綱」に基づき農薬を使用する場合は、農薬使用管理責任者は農薬管理指導士等の指導を受ける。

※ 2 適宜行を追加してください。

農林水第 一 号
年 月 日

様

三重県農林水産部長

ゴルフ場における病虫害雑草安全防除指針採用外農薬の使用届書の
受理について（通知）

「ゴルフ場における病虫害雑草安全防除指針採用外農薬使用届事務処理要領（平成 26 年 8 月 22 日付け農林水産部長通知）」（以下「要領」という。）第 2 に基づき届出のあったことについては、要領第 3 に基づきこれを受理いたしましたので通知します。

なお、使用に当たっては下記事項を遵守してください。

記

1 届出書提出日

2 使用する農薬

3 留意事項

- ・本県では、水産動植物への影響が小さい農薬の選択使用を推奨するため、「ゴルフ場における病虫害雑草安全防除指針」を定めています。指針採用外の農薬をやむを得ず使用する場合は、農薬管理指導士等の指導を受け、公共用水域の水質汚濁が無いよう十分配慮すること。
- ・農薬による有用動植物、環境等に対する危害の発生を未然に防止するため、農薬ラベルに掲載されている「農薬使用基準」及び「使用上の注意事項等」を必ず確認した上で使用すること。
- ・降雨が予想される場合は、防除効果及び河川等への流出防止の面から散布作業をとりやめること。
- ・「農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令」（平成 15 年 3 月農林水産省・環境省令第 5 号）第 5 条に基づき、農薬使用を使用しようとする最初の日までに、農薬使用計画書を農林水産大臣に提出すること。

様式第 3 号

遅 延 理 由 書

年 月 日

三重県農林水産部長 様

ゴルフ場名

支配人

住所

電話番号

FAX番号

ゴルフ場における病虫害雑草安全防除指針採用外農薬使用届事務処理要領第 2 に基づく届出を下記の理由により遅延しましたので、下記関係書類とともに提出します。

記

関係書類：ゴルフ場における病虫害雑草安全防除指針採用外農薬の使用届出書（様式 2 号）

遅延理由：